

# 監査法人の概況及び業務の品質の管理の 状況等を理解するために有用な事項を公表 する体制について

2025年12月22日

清流監査法人

総括代表社員 加悦 正史



# 【対象となる開示書類】

I . 施行規則第95条に基づく  
「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」

II . 施行規則第96条に基づく「監査法人の組織的な運営に関する原則」  
(以下「監査法人のガバナンス・コード」という。)の適用状況に関する公表書  
類として  
「監査品質のガバナンス・コード適用状況報告書」

III . 施行規則第93条に基づき公表する書類として  
「業務及び財産の状況に関する説明書類」

# 【開示書類に関する記載内容】

## I.監査品質のマネジメントに関する年次報告書

### 1.監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- (1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ(経営方針及び監査品質向上に向けた取組について)
- (2)事務所概要

### 2.経営管理の状況等

- (1)品質管理基盤
- (2)組織・ガバナンス基盤
- (3)人的基盤
- (4)IT基盤
- (5)財務基盤
- (6)国際対応基盤
- (7)その他

## II.監査法人のガバナンス・コードの適用状況

コードの各原則に係るコンプライ・オア・エクスプレインの状況

## III.業務及び財産の状況に関する説明書類

公認会計士法第34条の16の3に基づく事項

# 【開示書類の報告対象期間、評価基準日及び公表の時期】

## I . 報告対象期間

当法人の会計年度(7月1日から6月30日まで)

## II . 評価基準日

当法人の会計年度の末日(6月30日)

## III. 公表の時期

当法人の会計年度の末日から6か月以内

# 【開示書類の起案及び承認並びに公表プロセス】

- 1.品質管理責任者が情報をとりまとめ、開示書類草案につき起案
- 2.起案された開示書類草案を、総括代表社員が確認

なお、総括代表社員が品質管理責任者を兼任する場合、総括代表社員が委任する代表社員が確認するものとする
- 3.上記2.で確認を受けた開示書類草案を社員会において検討、承認
- 4.品質管理責任者が、上記3.で承認された開示書類を当法人ウェブサイトにて公表